

新型コロナウイルス出席停止早見表

惠那市教育委員会

- ◆法律（学校保健安全法施行規則）では、新型コロナウイルス感染症による出席停止の期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日経過するまで」と定められています。
- ◆症状が出た翌日や数日後に検査し陽性と判断された場合でも、症状が出た日を「発症した日（0日目）」としてください。

[illegible]